

平成 30 年 8 月 20 日

独立行政法人労働者健康安全機構 三重産業保健総合支援センター長 殿

三重労働局労働基準部長

労働基準監督署の労働時間相談・支援班による「訪問支援」
の周知に係るご協力依頼について

平素は、労働基準行政の運営に格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、今般、平成 30 年 7 月 6 日に公布された「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」（平成 30 年法律第 71 号。以下「改正法」という。）により、労働基準法の内容も改正され、早いものについては、平成 31 年 4 月 1 日から施行されます。

労働基準監督署では、中小規模の事業場を支援するため、平成 30 年 4 月 1 日から署内に「労働時間相談・支援」コーナーを設け、労働時間相談・支援班員が、労働基準法の改正内容や適正な労務管理の手法等について、説明会の開催、コーナーでの個別相談を行っています。

また、中小企業事業主のみなさまの要望に応じて、労働時間相談・支援班員が事業場に訪問し、個別の事業場の実態に沿った具体的な対応策を提案する「訪問支援」も始めました。この訪問支援は、通常、労働基準監督官が行う労働基準関係法令に基づく行政指導（立ち入り調査等）とは明確に区別されており、あくまで、中小規模の事業場が労働時間に関する法制度を理解し、長時間労働の削減のための取組みを推進していただけるように、きめ細やかな相談・支援を行うことを目的としています。

つきましては、別添の訪問支援に関するリーフレット（兼申込み用紙）を貴団体の関係事業場等に対し窓口等での配布または機関誌の掲載等の方法による周知方のご協力をいただきますようお願い申し上げます。

リーフレットの追加、電子媒体が必要な場合は、下記担当者までご連絡、お問い合わせ下さい。

三重労働局労働基準部監督課
電話 059-226-2106
担当：平沢、藤田

